

福島県民間団体活動支援事業補助金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）
交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金を活用して、「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）の交付について」（令和2年4月1日府共第225号内閣府事務次官通知）の別紙「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）交付要綱」及び「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）の実施について」（令和2年4月1日府共第226号内閣府男女共同参画局長通知）の別紙「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）実施要領」（以下「内閣府実施要領」という。）に基づき、地域における官民が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みの構築に資することを目的として、民間シェルター等に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助の対象及び補助額）

第2条 補助金は、民間シェルター等が「福島県民間団体活動支援事業補助金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）実施要領」に定める事業を行う場合に当該事業に要する経費（内閣府が公募要領等で交付決定前に支出された経費等を交付の対象としている場合は、当該経費を含む。）について、補助するものとし、その額は、知事が定める額とする。

2 補助対象経費の事業種別、基準額、対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の申請書）

第3条 規則第4条第1項の申請書は、福島県民間団体活動支援事業補助金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額調（様式1）
- (2) 実施計画書（様式2-1）、事業所要額・実施工程（様式2-2）
- (3) 収支予算書（見込）抄本
- (4) その他必要な関係書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等）

第4条 民間シェルター等は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 民間シェルター等は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、補助対象事業の内容の変更のうち、次に掲げる場合とする。

- (1) 総事業費の20%以内の減額変更
- (2) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ補助対象事業を運営する民間シェルター等の自由な創意により、より効果的に補助目的の達成に資するものと考えられるとき。
- (3) 目的及び事業効果に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき。

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 民間シェルター等は、補助対象事業の遂行が困難となった場合、又は補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合は、速やかに福島県民間団体活動支援事業補助金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）事業事故報告書（様式第2号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。
- (2) 知事は、民間シェルター等が補助対象事業等に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合は、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (3) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

(変更の承認)

第6条 規則第6条第1項第1号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県民間団体活動支援事業補助金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県民間団体活動支援事業補助金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項に基づく変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を民間シェルター等に通知するものとする。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項に規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県民間団体活動支援事業補助金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、期日を定めて、福島県民間団体活動支援事業補助金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）遂行状況報告書（様式第6号）により規則第11条の規定による事業遂行の報告を求めるものとする。

(完了報告)

第10条 民間シェルター等は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県民間団体活動支援事業補助金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）事業完了報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県民間団体活動支援事業補助金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合は、承認を受けた日）から起算して20日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 精算書（様式3）
- (2) 実績報告書（様式4-1）事業所要額・実施工程（様式4-2）
- (3) 収支予算書（見込）抄本
- (4) 取組を実施したことを説明し得る関係書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、規則第14条の規定による補助金の額の確定をした場合に、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

2 民間シェルター等は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を県に納付しなければならない。

3 前項の延滞金の納付については、規則第17条の2第4項を準用する。

(補助金の交付の請求)

第13条 補助金交付の決定の通知を受けた民間シェルター等は、補助事業が完了した場合は、速やかに福島県民間団体活動支援事業補助金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）交付請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 民間シェルター等は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに福島県民間団体活動支援事業補助金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(財産の管理等)

第15条 民間シェルター等は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日まで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- 3 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（会計帳簿等の整備等）

第16条 補助金の交付を受けた民間シェルター等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。ただし、補助金事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象経費の事業種別、基準額、対象経費及び補助率

| 事業種別 | 基準額 | 対象経費 | 補助率 |
|---|--|---|-------|
| 1 受入体制整備事業 2 専門的・個別的支援事業 3 切れ目ない総合的支援事業 | 民間シェルター等1か所当たり年額5,000,000円を上限とする。 ※1 上記金額には、事業管理経費として、事業種別1、2及び3に係る事業費の10%以内の金額を含むことができる。 ※2 年額200,000円（事業管理経費を含む。）を下限とする。 | 事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、謝金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、改修費、設備整備費等 | 10/10 |